

一般社団法人栃木県建築士事務所協会広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人栃木県建築士事務所協会広告掲載要領（平成30年8月8日施行）（以下「要領」という。）第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否及び、折込広告の受託、引き受けの可否（以下「広告媒体に掲載する広告」と言う）は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの（当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年5月20日法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされないもの
- (9) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他のひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 政治団体による政治活動を目的とするもの
 - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、県民に不安を与えるおそれのあるもの

- ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
 - コ その他広告媒体に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で報告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写などの、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(バナー広告に関する基準)

第5条 バナー広告に関しては、広告主のPR及び事業内容の案内とし、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(印刷広告に関する基準)

第6条 印刷広告に関しては、広告主のPR及び事業内容の案内とする。

(個別の基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、要領第18条に定める会長が別途基準を作成することができる。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、理事会の議を経て会長が定める。

附則

この基準は、平成30年8月21日から施行する。